

2012年 月 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子殿
中央最低賃金審議会会長 今野 浩一郎殿

最低賃金法の最低賃金額を1,000円とし、 全国一律制に改正することを要請する署名

私たち生活協同組合と関連する企業・事業所で働く労働者は、以下の2つの点について「最低賃金法」を改正することを要請いたします。

2011年の地方最低賃金（時間額）の改定は、沖縄645円、東京でも837円というきわめて低水準で、格差も拡大しています。しかも東北の被災3県では、わずか1円しか引上げないという異常なものでした。これは、最低賃金法の改正趣旨「生活保護との乖離をなくす」に違反し、東日本大震災被災者の生活再建に立ち向かう奮闘と勇気に冷や水をかけるものです。

そもそも「最低賃金1,000円の実現」は、民主党はじめほとんどの政党の総選挙における公約でした。さらに2010年6月には、「雇用戦略対話」において「最低賃金は最低800円、平均1,000円とする」ことが政・労・資で合意されています。長引くデフレ不況・消費不況を克服するためにも、1997年以来下がりつづけている日本の賃金水準を引き上げ、ワーキングプアを解消し内需を拡大することが求められています。

<請願項目>

1. 最低賃金額を1,000円とすること。
2. 最低賃金制度を全国一律制にすること。

労働組合名	印
<住所>	
支部・分会名	
支部・分会の 代表者名	印